理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

第一　小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の理科に関する教育のための設備に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	32組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	11組
実験機械器具	
物と重さの学習用具	1組
風とゴムの学習用具	1組
光の学習用具	3組
音の学習用具	11組
磁石の学習用具	4組
生物の飼育・栽培用具	7組
空気と水の学習用具	1組
熱の学習用具	11組
光電池の学習用具	11組
電気の学習用具	35組
天体の学習用具	8組
物の運動の学習用具	11組
人体の学習用具	1組
気象の学習用具	2組
環境の学習用具	11組
てこの学習用具	32組
土地の学習用具	25組
空気の学習用具	32組
定温器	3組
顕微鏡	44組
［削る］	

改正前

別表

第一　小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	32組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	11組
実験機械器具	
物と重さの学習用具	1組
風やゴムの学習用具	1組
光の学習用具	3組
［新設］	
磁石の学習用具	4組
生物の飼育・栽培用具	15組
空気と水の学習用具	1組
熱の学習用具	21組
光電池の学習用具	11組
電気の学習用具	14組
天体の学習用具	8組
物の運動の学習用具	11組
人体の学習用具	1組
気象の学習用具	2組
環境の学習用具	14組
てこの学習用具	32組
土地の学習用具	14組
空気の学習用具	21組
定温器	2組
顕微鏡	42組
教材提示器具	1組